

# 旧高松市民病院解体工事に伴う土壌汚染状況調査（地下水調査）業務委託仕様書

## 1 業務の目的

本業務は、旧高松市民病院において令和6年度及び7年度に実施した土壌汚染状況調査（地歴調査・概況調査）（以下「概況調査等」という。）の結果、水銀及びその化合物の基準不適合（土壌溶出量・土壌含有量・第二溶出量）が認められたことから、土壌汚染対策法（以下「土対法」という。）に基づく地下水汚染の状況及び流向を確認するため、土対法、土壌汚染対策法施行令等の法令並びに土対法に基づく環境省の告示及び通知、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）等の関連規定（業務委託期間中に改正、改訂等があったときは最新の法令等）に基づき、観測井を設置し、必要な調査の実施及び提出書類の作成並びにその報告書を作成することを目的とする。

## 2 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

## 3 履行場所

旧高松市民病院：高松市宮脇町二丁目36-1

敷地面積：21,406.03 m<sup>2</sup>

調査面積：約1,770 m<sup>2</sup>

## 4 業務内容

調査対象地においては、指定調査機関による概況調査等を実施していることから、当該調査報告書（以下「概況調査等報告書」という。）及び本仕様書の内容を踏まえ、関係行政機関と打ち合わせを行った上で観測井を設置して地下水の分析を行い、報告書（以下「調査報告書」という。）を作成する。

### （1）位置測量

受注者は、本業務の着手に当たり、概況調査等で設定した単位区画を測量して復元することとし、調査実施者による差が生じないようにする。

### （2）観測井の設置

ア ガイドライン及び概況調査等報告書に基づき、土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握し地下水流向の確認をするとともに、地下水の下流側（汚染拡散側）を網羅する適切な観測井の配置案及び提出書類を作成し、関係行政機関と協議の上、配置地点を確定させる。

イ 次の条件に基づき観測井を設置し、各地点の孔口標高（バスロータリーにある街区多角点を基準とする。）と水位から動水勾配を確定させ、敷地内の地下水位等高線図を作成する。

（ア）設置箇所 5か所

（イ）掘削工法 ロータリー式ボーリング工法等

（ウ）掘削深度 地下10mを基準とし、地下水面を確実に捕捉する深さまで（第一帯水層の底に到達する深さまで）

※ 土質の積算内訳は次のとおりとする。

粘性土・シルト：1m 砂・砂質土：1m

礫混じり土砂：6m 玉石混じり土砂：1m

軟岩・中硬岩：1m

- (エ) 井戸構造 ケーシング管（VP50）を用いた地上立ち上げ型とし、スクリーン（スリット管）は帯水層の位置に合わせて適切に配置すること
- なお、管の継目はネジ加工等とし接着剤は用いないこと
- (オ) 充填材 スクリーン周囲には不純物を含まない管理された充填剤（ろ過用シリカサンド等）を使用することとし、使用する資材は、事前に汚染がないことを証明する資料を確認の上、適切に搬入・保管を行うこと
- (カ) 遮水処理 汚染された表層土壌や上部地下水の混入を防ぐため、スクリーン上部にはベントナイト等による確実な遮水処理を施すこと
- (キ) 保護 地上部は雨水の侵入やいたずら防止（鎖と南京錠による封鎖など）のための対策を講じること
- (3) 地下水採取時期及び分析
- 地下水量の増減による状況を把握するため、出水期と非出水期の2回に分けて採取し、水銀及びその化合物の定量分析を行う。
- ただし、周辺調査及び分析結果の状況等により、関係行政機関と協議した上で1回で終了することも可とする。
- (4) 打ち合わせ等
- 調査方法等は、関係行政機関と打ち合わせを行った上で、調査に反映させることとし、発注者と協議を行った場合は、必要に応じて協議記録を作成し、両者書面により確認の上、それぞれ一部ずつ保管する。
- (5) 分析結果速報
- 電話及びメールにより、速やかに発注者に分析結果の速報を報告する。
- (6) 調査報告書の作成
- 敷地内の地下水の動水勾配の状況、地下水位等高線図及び地下水分析結果を記載する。
- (7) 手続き書類の提出
- 受注者は、業務の着手及び完了に当たって、次の書類を発注者に提出すること。
- ア 着手時
- (ア) 着手届
- (イ) 業務工程表
- (ウ) 調査主任となる者の技術管理者証（写）及びその経歴書
- (エ) その他必要な書類
- イ 完了時
- (ア) 完了届
- (イ) 業務内容に記した書類
- (ウ) その他必要な書類

(8) 成果品の提出

本業務の成果品は次のとおりとし、各3部を提出することとする（正本1部・副本2部）。また、作成する図書等の規格はA4版を基本とするが、詳細については、協議の上、決定する。

ア 調査報告書（調査結果の根拠となる資料）

イ 調査記録写真

ウ 上記ア、イのデータを収めたCD-R（データの保存形式はPDFを基本とし、図面、写真等は別途指示するものとする。）

エ 協議記録

オ その他必要と認められる資料

(9) その他

ア 現地調査の実施時間は、原則、平日午前9時から午後5時までとする。

イ 観測井の設置の際、近隣住民への周知のためのチラシ等を作成するものとする。

ウ 調査に必要な光熱水については、受注者が用意するものとする。

エ 観測井の設置箇所数及び掘削深度等について、変更が生じる可能性があることから、実績に基づいた数量により再算定した額で変更契約を締結するものとする。

5 業務の遂行

本業務の実施に当たっては、調査場所にある施設が通電及び通水していないことを認識した上で、関係法令等に基づき、発注者の指示に従って、適正に業務を遂行すること。

6 秘密の保持

この業務の履行の過程においては、秘密保持に万全の措置を講じ、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

7 安全の確保

業務を遂行するに当たって、安全に留意し事故のないよう万全を期すこと。

8 その他注意事項

(1) 本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受注者が行うが、現在発注者が所有し、業務に利用でき得る資料はこれを貸与する。

なお、受注者が資料の貸与を受ける場合は、そのリスト及び借用書を作成し、発注者に提出すること。また、貸与された資料は、業務完了時まで完全に返却するものとする。

(2) 本業務の実施に際し、既定作業内容の変更若しくは当該業務以外の調査・計画等の必要が生じた場合は、その段階で発注者とその対応について協議するものとする。

(3) 業務内容の変更に必要な資料は、受注者が作成する。

(4) 受注者は、「高松市病院局発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ア 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに病院局に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- イ 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに病院局に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (5) 労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。
- ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- イ 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- エ 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。また、支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- オ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- カ アからオまでに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

(6) 売買、貸借、請負その他の契約を病院局との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、高松市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出書面を高松市公正職（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）⇒メールアドレス naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 高松市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

## 9 疑義

この仕様に定めのない事項又は疑義を生じたときは、発注者と受注者が協議の上、決定する。